

5. 年金と医療

5-1

年金請求の窓口は？

60歳（65歳）に受給権が発生する場合は、その誕生日の3月前に年金記録などがあらかじめ印字された「裁定請求書（事前送付用）」が送付されます。（支給開始年齢は生年月日により異なることがあります。）

●1つの制度のみに加入していた場合

加入していた制度		請求できる年金			請求先
国民年金	→	老齢基礎年金	第1号被保険者期間のみ	→	区役所 住所地を管轄する年金事務所
			第3号被保険者期間等を含む	→	
厚生年金	→	老齢厚生年金			最後に勤務した会社の管轄年金事務所
共済組合	→	退職共済年金			各共済組合

●複数の制度に加入していた場合

最後に加入していた制度		加入していた制度	請求できる年金	請求先
国民年金	→	厚生年金⇒国民年金	老齢厚生年金（老齢基礎）	→ 住所地を管轄する年金事務所
		厚生年金⇒共済組合⇒国民年金	退職共済年金	
厚生年金	→	国民年金⇒厚生年金	老齢厚生年金（老齢基礎）	→ 最後に勤務した会社の管轄年金事務所
		国民年金⇒共済組合⇒厚生年金	退職共済年金	
共済組合	→	国民年金⇒共済組合	退職共済年金	→ 住所地を管轄する年金事務所
		国民年金⇒厚生年金⇒共済組合	老齢厚生年金（老齢基礎）	

お問合せ先

西区役所 保険年金課 管理係

TEL.(052)523-4542 FAX.(052)523-4559

山田支所 区民福祉課 保険係

TEL.(052)501-4935